

保険購入者の法的保護

-販売責任の法構造-

2010.10.23

早稲田大学 大塚 英明

I 保険代理店の固有責任

- ▶ 保険法・保険業法中、根拠となる特別条項は存在しない。
- ▶ 不法行為責任構成か締約前過失構成か？
- ▶ 保険業法283条との関係は？

1 代理店の活動

➤ 「募集業務」とその他の業務の区別

a) 保険募集 = 代理店本来の業務

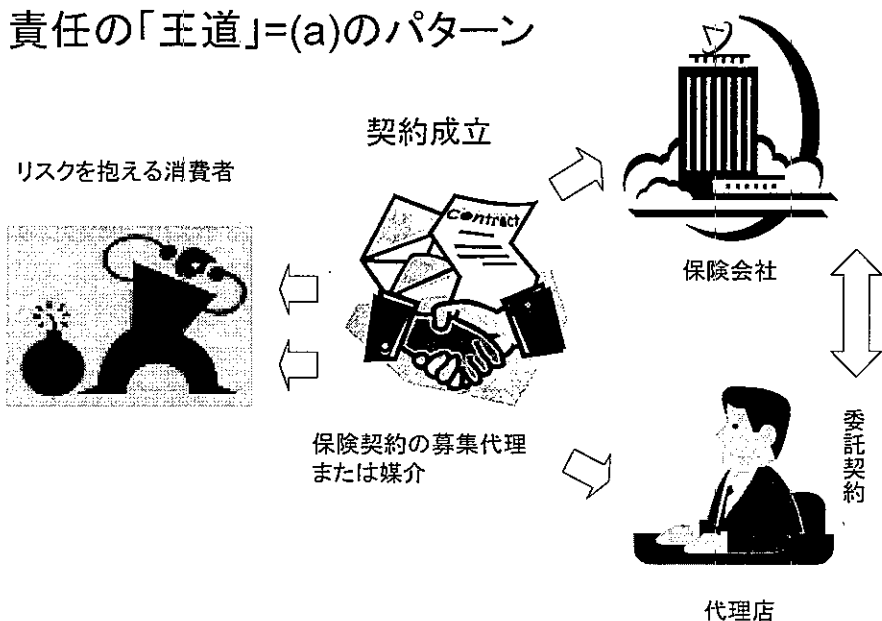
b) 募集自体ではないが、それに連携する業務
(例えば計上、損害査定)

= 別委託契約の対象?

c) 別業務(例えば「リスク・マネジメント」)

= 代理店に期待される業務?

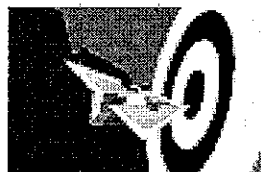
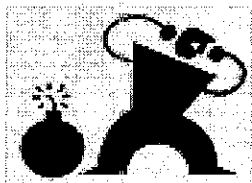
責任の「王道」=(a)のパターン



代理店責任の法的根拠

リスクを抱える消費者

契約不成立！



期待したのに...



保険会社



委託契約

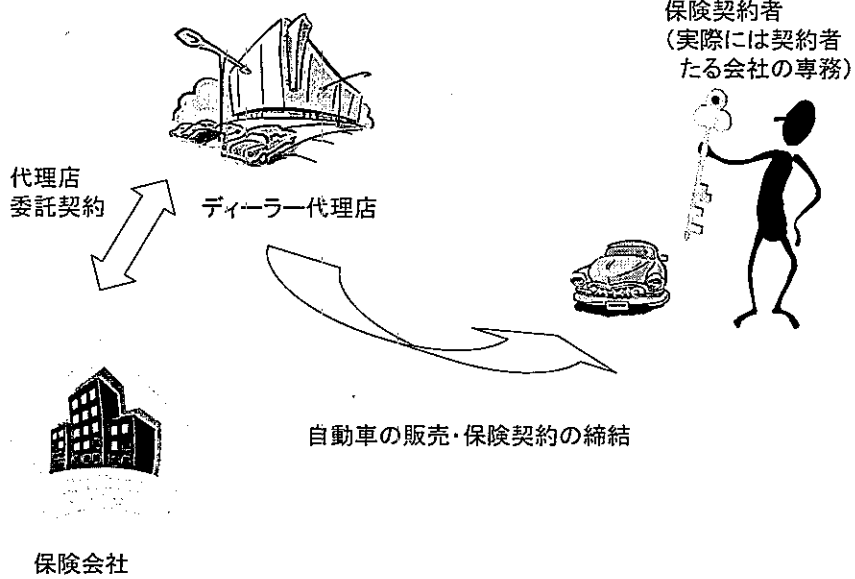


代理店

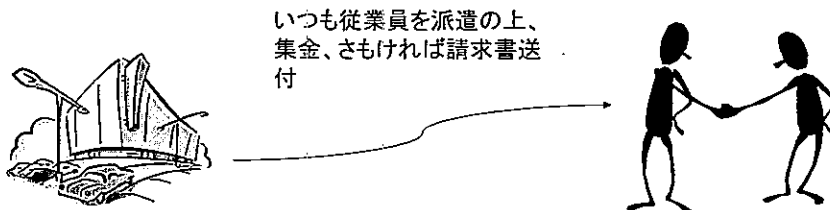
ここに責任がある!

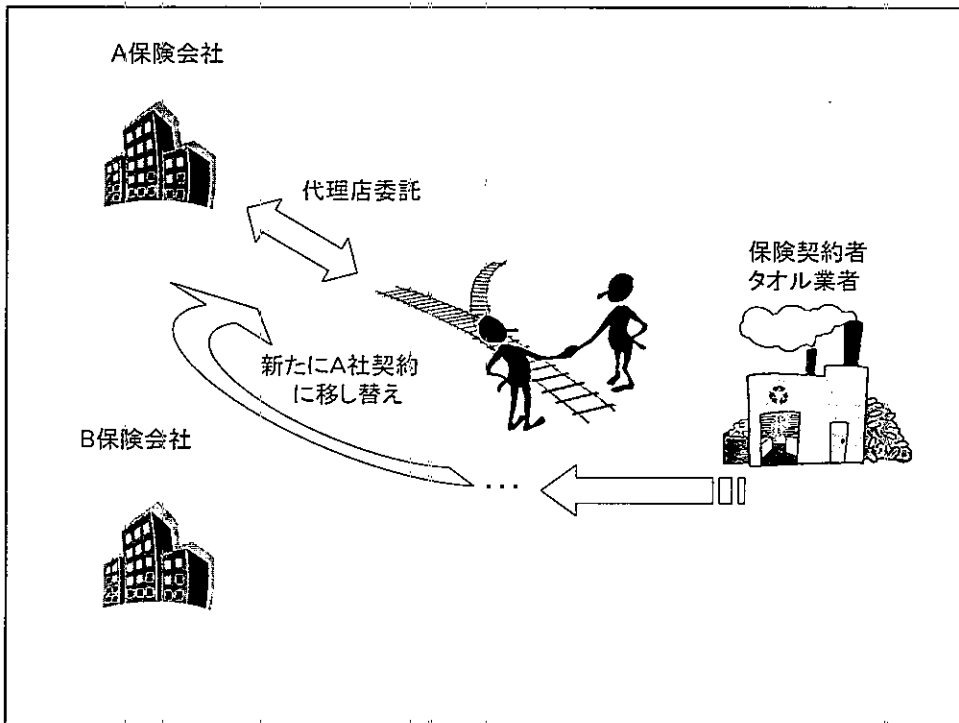
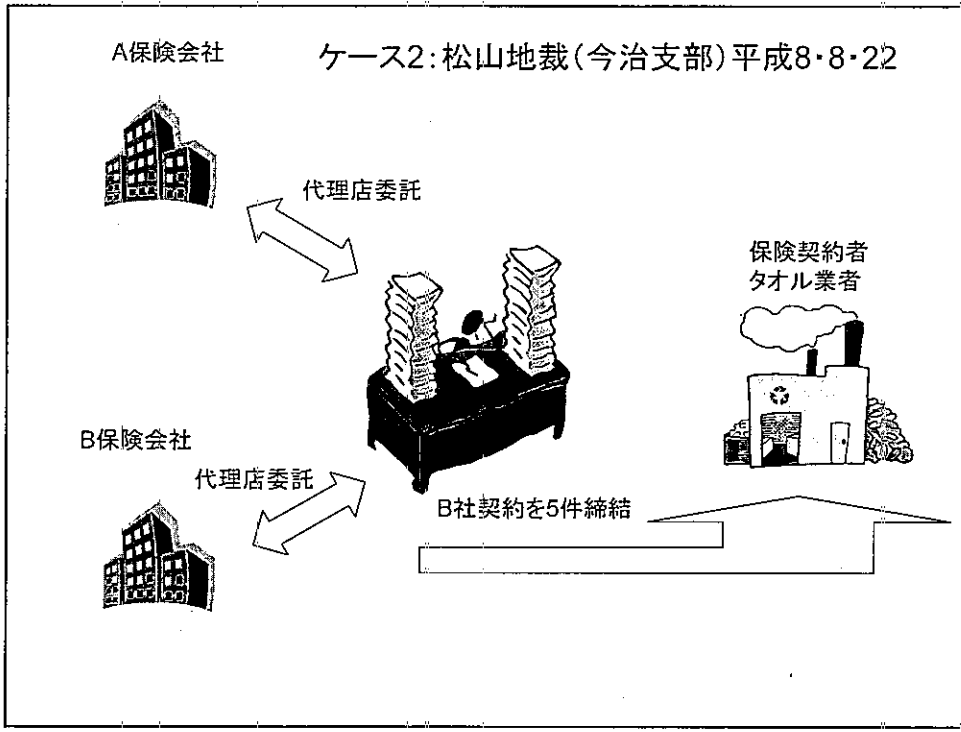
2 典型例とされる事案

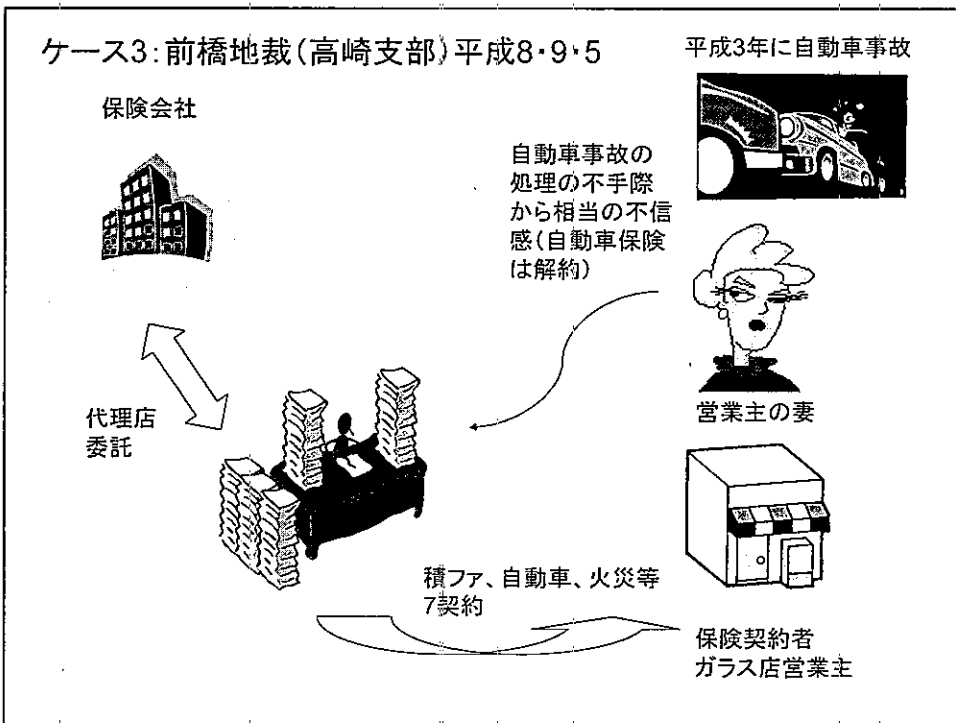
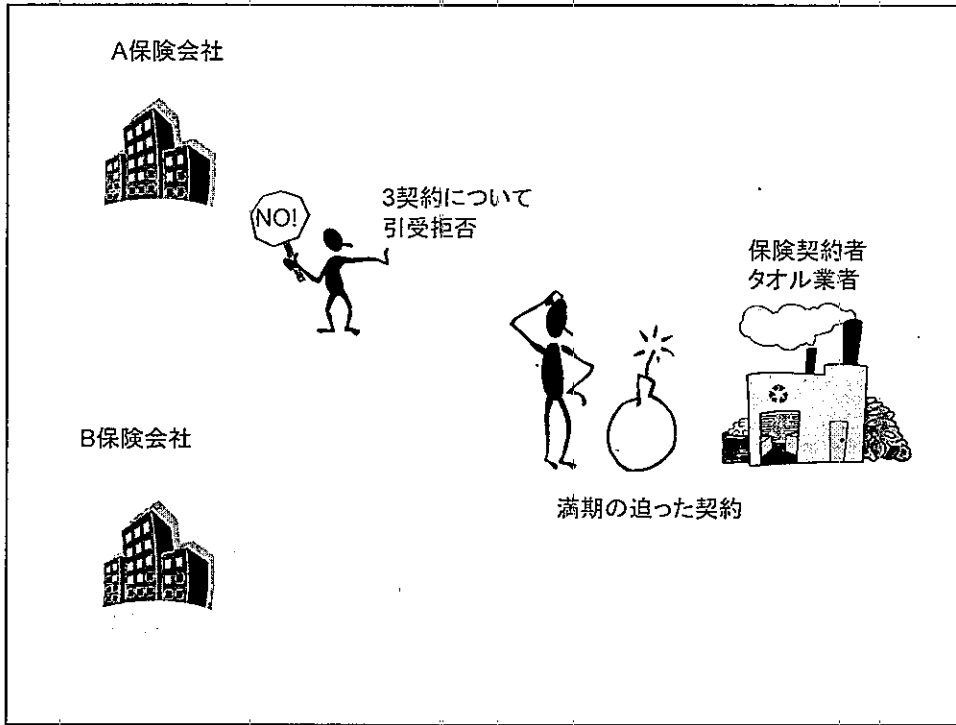
ケース1: 東京地裁平成6・3・11

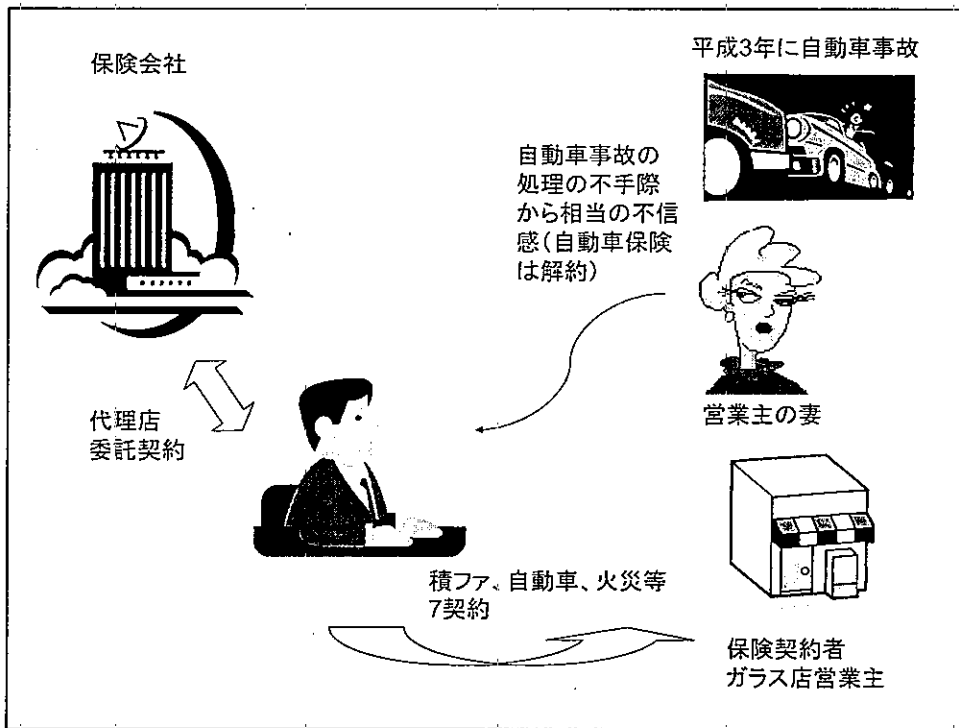


- ・平成元年12月 自動車販売と契約締結
- ・平成2年11月初旬 「満期のお知らせ」送付
- ・11月28日 12ヶ月点検のため、代理店の従業員が専務方に自動車引取 この際、「継続契約申込書」を交付
- ・11月30日 返車の際に、記載済みの申込書を回収(「控え」は残さかった) 保険料を受け取っていない
- ・12月3日 「ハンドルにぶれがある」ため、従業員が専務方に引取
- ・12月6日 返車 保険料を受け取っていない









- 昭和58年に締結していた店舗総合契約について、妻は日頃、「なんで保険料を払わなければならないのか」と不満(目的建物の2階には実母しか居住しておらず、1階は物置状態)
- 平成5年11月1日、代理店はガラス店を訪れ、妻に、明日が満期である旨告げた
- 12月30日、別の契約の保険料徴収のためにガラス店を訪れたが、このときも営業主からはなんの意思も表示されていない



更改意思、ありやなしや?



責任は当然？ -意外に難しい責任の法的根拠-

- ▶ 不法行為？ or 債務不履行？
保険業法には根拠規定が存在しない！！
- ▶ 保険業法中、関連する条文は？
* やっかいなことに、あるのは、283条の「所属保険会社」の責任だけ...
- ▶ 契約申込人の「何」を侵害したのか？
現に存在する財産・権利を侵害したわけではなく、「期待」の侵害にすぎない。

判例は...

- ▶ 「日ごろ契約者と身近に接し、各種保険の手続きを代行したり、保険料を徴収等の事務を担っている保険代理店としては、単に保険契約の満期前に形式的に契約更新の時期にあることを通知するだけでは足りず...信義則上、契約更新の意思の有無を確認すべき義務を有している」(前橋事件判決より)
* 参考:「[契約申込人に対して]保護義務を負っていたと考えるのが、信義則に適うと考えられる」

つまり...

➤ 「契約締結上の過失」理論

債務不履行ではなく、厳密に言えば不法行為でもない(但し、運用上は民法709条を適用することになるか)。根拠は信義則！

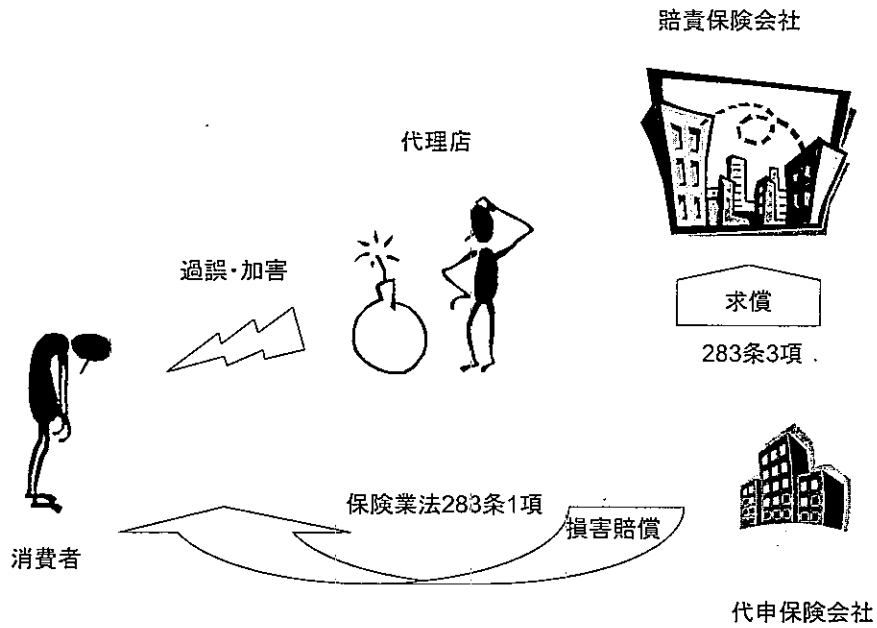
➤ 「期待利益」の侵害

契約申込人の期待を侵害した。確かにその期待の評価の上限は保険金相当額であるが、判例は二割に限定している！

* 過失相殺とは微妙に異なる点に注意

3 典型例への疑問

保険会社の責任(283条)

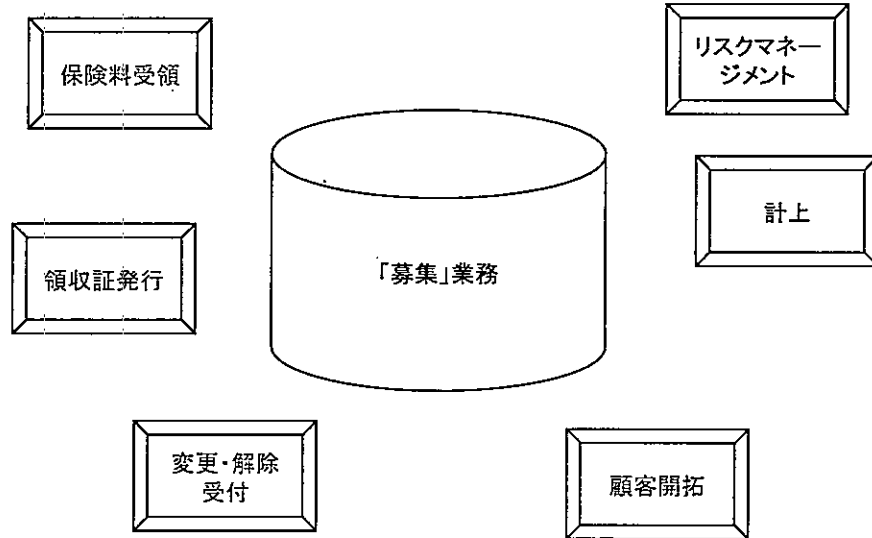


前掲典型例では283条非適用？

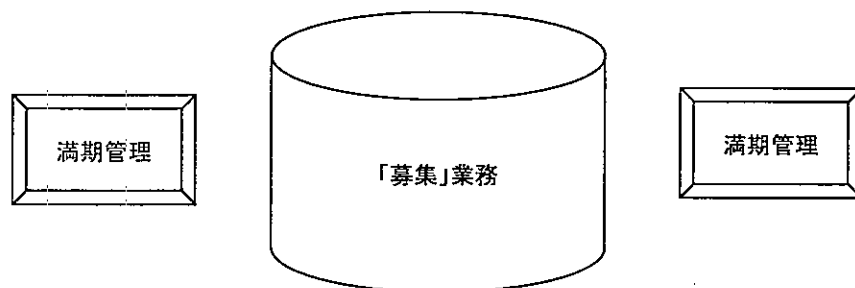
➤「募集につき」の解釈

➤満期管理の権利と義務

「募集」業務と代理店への委託業務



「契約の維持・管理」と満期更改



保険会社の283条責任

保険会社無関係！

新日本代協プランでは

原則、「特定保険募集人(生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人をいう。(特定少額短期保険募集人を除く)以下同じ)又はその役員若しくは使用人である保険募集人の業務に係る行為に起因して、法律上の損害賠償責任を追った場合に保険金をお支払いします」としている

満期更改権は誰のもの？



代理店のもの！
＝更改のミス
＝自分の責任！

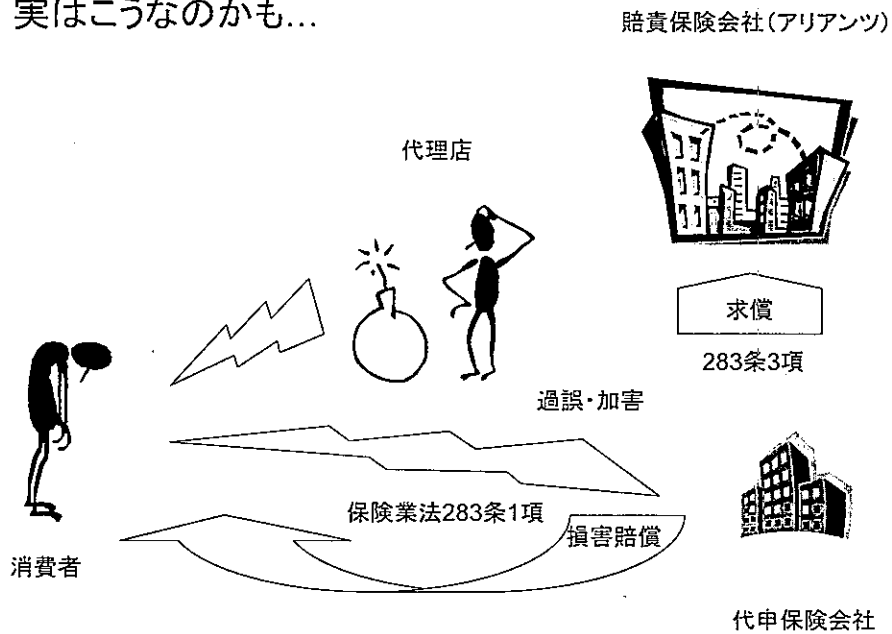


会社のもの！
＝更改のミス
＝代理店を使った
会社の責任！
＝283条発動

Ⅱ 保険会社の固有責任

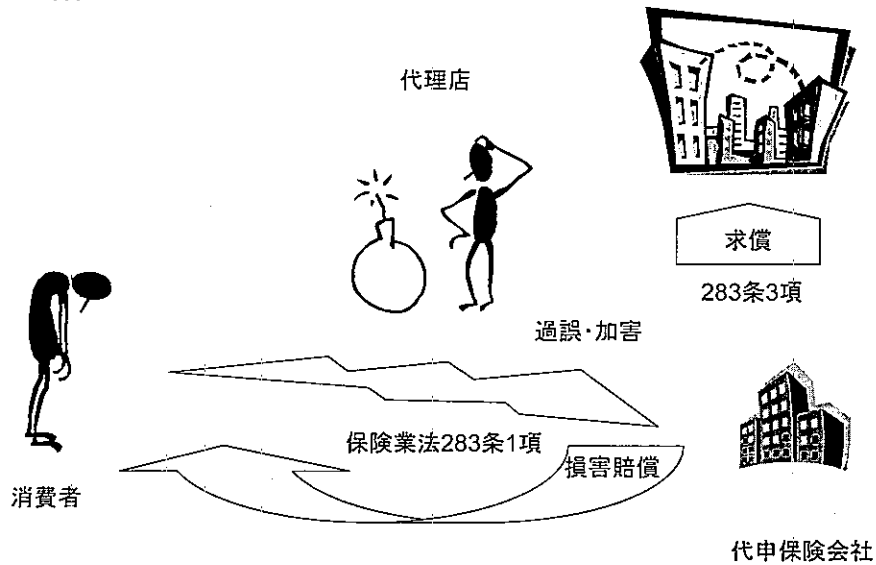
- 283条だけで足りるか？
- 「募集」における保険会社固有の責任はあるか？
- 保険業法283条3項の求償と代理店賠償

実はこうなのかも...



さらには、こうなのかも

賠償保険会社(アリアンツ)



もしそうだとすれば...

▶ 283条1項は同2項(下記)に限定され...

「所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき」

▶ プラスアルファの責任が生じる？

* その責任の法的性質は何か??

あるいは...

- 「募集」に関する保険会社の責任は、283条1項のみ！？
- 厳格な「製販分離論」が成り立つ？
- 前掲松山のような事案で、保険会社が登場する余地はあるのか？

